

令和3年度（2021年度）
港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価
（令和2年度分）

報 告 書

令和3年（2021年）11月

港 区 教 育 委 員 会

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目 次

1	点検及び評価の実施目的	1
2	点検及び評価の視点	1
3	点検及び評価の実施方法	1
4	令和3年度点検及び評価実施概要	3
5	令和3年度点検及び評価対象事業	4
6	点検及び評価結果	
	事業1 読書活動の推進（学校図書館の充実）	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	5
	評価委員の意見	7
	事業2 学びの未来応援施策の推進	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	9
	評価委員の意見	11
	事業3 自主的な区民大学（みなと学びの循環事業）	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	13
	評価委員の意見	15
	事業4 トップアスリート及びチームとの交流	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	17
	評価委員の意見	19
	事業5 来館困難な利用者への資料提供	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	21
	評価委員の意見	23
	事業6 子どもの年齢に応じた取組の推進	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	25
	評価委員の意見	27

7 資料

資料Ⅰ	点検及び評価の経過	29
資料Ⅱ	評価委員	29
資料Ⅲ	実施要綱	30

1 点検及び評価の実施目的

点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、教育委員会が行う事務について執行状況の点検及び評価を行い、その結果を区民に公表することにより、区民への説明責任を果たすとともに、区民に信頼される教育行政を推進することを目的として実施する。

2 点検及び評価の視点

教育分野における事業においては、効果がすぐに目に見えて現れないものもあることから、費用対効果も踏まえて中長期的な視点で重点的、先駆的に実施すべきテーマに特化した点検・評価を実施し、教育の質の向上に活用するものである。

特に令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、どのように事業に取り組んだのかという視点も取り入れて点検・評価を実施する。

3 点検及び評価の実施方法

(1) 点検及び評価の対象

「港区学校教育推進計画」「港区生涯学習推進計画」「港区スポーツ推進計画」「港区立図書館サービス推進計画」「港区子ども読書活動推進計画」（平成 30 年度～平成 32 年度）の各計画において掲げる、基本目標のもとに体系化された施策に基づき実施する事業を対象とし、前年度に実施した事業について点検及び評価を行う（※）。

※令和 3 年度は、令和 2 年度に実施した事業について点検及び評価を行う。

(2) 点検及び評価対象事業の決定方法

特徴的・先駆的である取組であることや昨今の社会情勢等を考慮しつつ、点検及び評価の対象としてふさわしい事業を評価委員の意見を踏まえ、教育委員会において決定する。

(3) 評価シートの作成

教育委員会で決定した点検及び評価対象事業（以下「評価対象事業」という。）について、評価シートを作成する。

教育委員会事務局による評価については、「成果」「有効性」「効率性」の視点から点検・評価し、評価の理由に加えて課題、問題点を記載する。

また、項目別評価基準については、事業内容を計画どおり実施している場合は評価 3 で評価する。事業内容が計画以上に成果を上げている場合、事業の取組が施策の推進に寄与（適合）し、計画達成に向けて有効な取組となっている場合及び適切な手法・手段により事業が実施され効率性が高い場合は、評価 4 又は 5 で評価するものとする。

(項目別評価基準)

5：極めて高い 4：高い 3：普通 2：低い 1：極めて低い

(総合評価基準)

	定義【考え方】
拡充	対象者の範囲やサービス内容等の量の拡大又は質の充実を行って実施していくべきもので、事業の所管課が予算の増額を伴う事業の見直しを行うもの 【考え方】区民ニーズの増加などから、事業規模や範囲の拡大・充実の必要性があるものについて「拡充」と評価します。
継続	同様の事業内容で実施していくべきもの 【考え方】次年度も今年度と同様の事業内容（現状維持）で実施していくものについて「継続」と評価します。
改善	事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要があるもの 【考え方】社会状況や区民ニーズの変化により、事業内容を見直す必要があるものについて「改善」と評価します。なお、コロナ禍の影響を受けて事業を見直す場合も「改善」とします。
廃止	事業の必要性がないため廃止すべきもの 【考え方】事業が当初の目的を達成し、継続する必要のない場合、社会状況や区民ニーズの変化により必要性が無くなった場合は「廃止」と評価します。

(4) 評価の実施

評価対象事業の評価シートをもとに評価委員からいただいた意見を踏まえ、評価対象事業に対する教育委員会の評価及び今後の取組の方向性を示す。

評価委員から評価及び意見を受けるに当たっては、評価委員に対して事業の内容を説明する。

(5) 報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を港区議会へ報告するとともに、区民に公表する。

(6) 事後点検による評価の活用

前年度の報告書でまとめた今後の取組の方向性について、取組状況の確認を行い報告する。

令和3年度点検及び評価実施概要

港区教育ビジョン
～すべての人の学びを支え つなぎ 生かす～

【5つの個別計画】

港区学校教育推進計画

港区生涯学習推進計画

港区スポーツ推進計画

港区立図書館サービス推進計画

港区子ども読書活動推進計画

① 評価対象事業の決定

特徴的・先駆的である取組であることや昨今の社会情勢等を考慮しつつ、評価対象としてふさわしい事業を評価委員の意見を踏まえ、教育委員会において決定する。

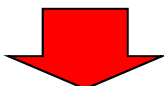


② 評価シートの作成

教育委員会で決定した評価対象事業について、評価シートを作成する。



③ 評価シートをもとに評価委員による評価



④ 評価委員と教育委員との意見交換



⑤ 教育委員会による評価及び今後の取組の方向性を決定



⑥ 今後の取組の方向性に対する取組状況の確認・報告

令和3年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業

5計画 施策一覧 No.	計画名	施策名	対象事業名	この施策（対象事業）を選んだ理由	担当課
2	学校教育推進計画	確かな学力の育成	読書活動の推進（学校図書館の充実）	<p>選定の視点：特徴的な事業 区立の各小中学校図書館は、平成14年度から有償ボランティアであるリーディングアドバイザースタッフ（以下「RAS」）を配置し、学校図書館の充実を図ってきました。また、学校図書館法の一部改正、学習指導要領の改訂に伴い、平成29年度から図書文化財課が委託事業として学校司書を配置しました。 学校司書とRASの役割を明確にすることや、会計年度任用職員制度導入に伴い、区の雇用形態を整理する必要があったこと、さらには学習指導要領において、学校図書館の充実と活用が示されたことから、RASを廃止し、令和2年度から、新たに学校図書館支援員の職を設け、教育人事企画課が学校司書と学校図書館支援員を一括して業務委託することとなりました。 本事業をとおして、すべての学校図書館において「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の3つの機能を拡充させ、児童・生徒の確かな学力の育成を図ります。令和2年度から一括で業務委託となったことの効果検証を行い、学校図書館の一層の充実を図る必要があるため当事業を選定しました。</p>	教育指導担当
10	学校教育推進計画	安全・安心で魅力ある教育環境の整備	学びの未来応援施策の推進	<p>選定の視点：今日的な事業 平成29年度から、学力や親子関係、養育に課題を抱えた児童・生徒とその保護者への支援のために、学びの未来応援事業を推進してきました。具体的には、経済的困難を抱える家庭の生徒の進路選択の支援のための学習講座（中3）、学校で解決が図れない学力や家庭教育面の課題を抱えた児童・生徒について解決に向けた方向性を探るケース会議を実施しています。また、子ども家庭課が主催で実施する家庭教育の啓発及び保護者同士の交流を活性化することで養育環境の改善を図る家庭教育講座等について、教育委員会も連携して対応しています。 現在、コロナ禍において家庭環境が変化していることから、対象児童・生徒及び家庭への支援を充実させ、学びの未来応援体制を一層強化していく必要があるため当事業を選定しました。</p>	教育指導担当
14	生涯学習推進計画	ライフステージに応じた学びの機会の充実	自主的な区民大学（みたと学びの循環事業）	<p>選定の視点：今日的な事業 平成29年度から開始している事業で、学びの成果を生かしたい人や、学びを通して社会に参加したい人などが集い、自主的に講座やイベントを企画・運営する事業です。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、当初は中止することも考えましたが、生涯学習センター指定管理者の協力を得て、3つのイベントをオンラインで実施しました。 今後、新しい生活様式が求められている中、安定的に事業を実施するためにオンラインを活用する一方で、オンライン環境のない人や不慣れな人などのための参集、参加も併せて実施する必要があり、参加者同士の円滑なコミュニケーションを図るなど、事業の一層の充実が求められるため、当事業を選定しました。</p>	生涯学習 スポーツ振興課
27	スポーツ推進計画	港区をホームタウンとするチームとのスポーツ交流	トップアスリート及びチームとの交流	<p>選定の視点：特徴的な事業 平成27年度から開始している事業で、企業のCSR活動として様々な交流事業を実施してきました。令和2年9月3日付で、区とサントリーホールディングス株式会社（以下「サントリー」という。）は互いに有する資源を活用し、積極的に連携協力することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする包括連携協定を締結しました。今後、サントリーのラグビーチームであるサントリーサンゴリアスの選手による区立小中学校の訪問や、港区スポーツセンター等におけるトップアスリートとの交流を実施する予定です。これを契機として、様々な競技の体験会等を創出していく必要があるため、当事業を選定しました。</p>	生涯学習 スポーツ振興課
45	図書館サービス推進計画	多様な利用者に対する継続的な支援	来館困難な利用者への資料提供	<p>選定の視点：今日的な事業 図書館資料の貸出を受けるためには、図書館に来館して手続きをすることが必要ですが、来館が困難な高齢者や障害者には利用者宅に本を届ける宅配サービスを実施してきました。 令和2年度から、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を契機に、対象者を妊産婦、負傷や疾病により外出に支障がある方にも拡大しました。今後も、自宅で過ごす方に読書の機会を提供するためのサービスを一層強化する必要があるため当事業を選定しました。</p>	図書文化財課
68	子ども読書活動推進計画	年齢に応じた取組の推進	子どもの年齢に応じた取組の推進	<p>選定の視点：今日的な事業 0歳児とその保護者に読み聞かせの大切さを伝え、絵本を贈るブックスタート事業をはじめとし、各年齢にあった推薦図書リストの配布、図書館内でのおはなし会（読み聞かせの会）や保育園や幼稚園、小中学校を訪問してのお話し会やブックトークなどを実施してきました。 コロナ禍で、各種事業や交流が制限される中、本の福袋の実施、図書館ホームページを活用した学習に役立つ図書リストや情報の掲載、読んだ本を記録する読書手帳の配布、オンラインでの中高生書評合戦の実施など、子どもたちの年齢に応じた読書活動の支援・取組を一層推進していくため、当事業を選定しました。</p>	図書文化財課

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	182		
港区学校教育推進計画	30～32	50	51	
港区の教育	R3	46		

事業名	読書活動の推進（学校図書館の充実）			
評価対象事業年度	令和2年度（平成32年度）	事業開始年度	平成14年度	
所属	教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課教育指導担当			

事業概要	
事業の目的	児童・生徒の読書に対する興味・関心を向上させ、その主体的・意欲的な読書活動や調べ学習を支援することで、児童・生徒の確かな学力を育成します。
事業の対象	港区立小・中学校に在籍する児童・生徒
事業の内容 （進捗状況）	<p>すべての区立小・中学校の学校図書館に「読書センター機能」、「学習センター機能」、「情報センター機能」を確立します。「読書センター機能」は、学校図書館を読書指導、読書活動の拠点とすることで、児童・生徒の読む力を育てる機能です。「学習センター機能」は、学校図書館に学習に役立つ資料を備え、児童・生徒の豊かな学習活動を支援する機能です。「情報センター機能」は、児童・生徒及び教職員のニーズに対応した蔵書をそろえることで、児童・生徒の情報活用能力を育成する機能です。</p> <p>それぞれの機能を活用して、児童・生徒の学習活動を支援し情報活用能力を育成することで、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びを実現します。さらに、自主的、自発的な読書活動を支援することで、学習に対する興味・関心等を高め児童・生徒の確かな学力の育成を図ります。</p> <p>1 学校図書館全般に関する支援 教育センターに週2日配置している「港区学校図書館支援アドバイザー」が、すべての学校図書館を年1回以上訪問し、管理職及び学校司書（※1）、学校図書館支援員（※2）に対して、学校図書館の充実に向けた助言、支援をしています。</p> <p>2 児童・生徒、教職員への支援 すべての区立小・中学校の学校図書館に、学校図書館スタッフとして学校司書（※1）や学校図書館支援員（※2）を配置することで、児童・生徒の読書支援・学習支援や教職員の授業支援、図書館運営業務を行っています。</p> <p>※1 週1日程度配置。児童・生徒の読書支援、教職員の授業支援、各校の学校図書館経営計画作成の補助等を行う。学校図書館運営全般について専門的な知見を有する。</p> <p>※2 週4日程度配置。司書教諭・学校司書の補佐、読み聞かせ、書架整理等を行う。</p>
根拠法令等	学習指導要領、学校図書館法

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>1 学校図書館全般に関する支援</p> <p>(1) 「港区学校図書館支援アドバイザー」が、すべての学校図書館を1回訪問し、管理職等と面談を行い、改善に向けて助言をしました。その後は、学校からの依頼に応じる形で、学校図書館を訪問しました。また、義務教育9年間を見通した学校図書館活用の基本計画である「MINATO・スクールライブラリー・カリキュラム」を策定しました。</p> <p>(2) 令和2年度から、すべての小・中学校の学校図書館（26館）に、学校司書17名、学校図書館支援員42名を委託業務契約により一括して配置することで、学校図書館への支援の充実を図りました。</p> <p>2 児童・生徒、教職員への支援（※…学校図書館1館あたりの平均の値となります。）</p> <p>(1) 学校図書館を利用した1週間あたりの授業回数 2.6回（令和元年度 1.3回）※</p> <p>(2) 教員と学校司書が連携した1週間あたりの授業回数 3.5回（令和元年度 1.0回）※</p> <p>(3) 児童・生徒1人あたりへの年間貸出冊数 20.4冊（令和元年度 21.1冊）</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和元年度 (平成31年度)	26,216	26,216					936		25,280	23,620	93.43%
令和2年度 (平成32年度)	63,145	63,145					23		63,122	61,046	96.71%
令和3年度	58,685	58,685					-	-	-	-	-
事業費から見た 事業の状況	<p>現在、すべての区立小・中学校の学校図書館に、学校司書・学校図書館支援員を配置しています。大規模校の小学校では、ほぼ毎時間、学校司書・学校図書館支援員が授業支援に入っています。今後、学校ごとの規模や1日あたりの平均授業支援回数に応じて、学校司書・学校図書館支援員の配置数を調整し、効果的な配置について検討する必要があります。</p>										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	児童・生徒一人ひとりの個性を生かした「徳」「知」「体」を育む学校教育を推進することは区の重要施策の一つです。すべての学校図書館に3つのセンター機能を確立し、拡充を図ることで、児童・生徒の確かな学力の伸長を目指す本事業は、事業の目的に適合していると考えます。
事業の効果性	4	年度当初に2ヶ月間程度の学校の臨時休業期間がありました。学校再開後は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校図書館の利用が制限されました。こうした中、令和元年度と比較して、教員と学校司書が連携した授業回数が3倍以上となり、教員と学校司書との連携の深まりに効果が見られます。
手法の効率性	4	令和2年度から学校司書と学校図書館支援員を一括で業務委託し、学校司書が学校図書館運営全般を担い、学校図書館支援員が学校司書の指示のもと、その補佐を務めるなど、それぞれの役割を明確にし、連携を深めることで、円滑な学校図書館運営につながっています。
区が実施する妥当性	4	区が一括して業務委託して学校司書・学校図書館支援員を各校の学校図書館に配置することで、区で統一したカリキュラムを活用し、各校で学校図書館を活用した授業実践を行うことができます。すべての学校図書館の質を高めるためには、区が主体となり、枠組みを整えて実施していくことが妥当であると考えます。
事業継続の必要性	4	各校の学校図書館の3つのセンター機能の拡充を図ることで、学校図書館を利用した授業回数、教員と学校司書が連携した授業回数が大幅に増えています。また、令和2年度に学校図書館活用推進モデル校を設置し、現在、各教科での活用の効果を検証しています。今後も本事業を継続し、すべての学校図書館を充実する必要があります。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
一次評価 (所管課による自己評価)	<p>1 学校図書館全般に関する支援 「港区学校図書館支援アドバイザー」が、すべての学校図書館を訪問し、現状を把握して助言・支援することで、学校図書館の質の向上につながっています。この職は令和4年度までの時限配置となっているため、令和4年度末までに、各校の実態に応じた学校図書館運営体制を確立し、令和5年度以降は指導主事が進行管理しているよう、今後も管理職及び学校司書、学校図書館支援員への助言・支援を継続します。</p> <p>2 児童・生徒、教職員への支援 すべての学校図書館に配置した、学校司書・学校図書館支援員が、児童・生徒への学習支援・読書支援、教職員への授業支援をすることで、3つのセンター機能が拡充されています。特に「学習センター機能」が強化され、学校司書が各学年の学習内容を把握し、展示や蔵書を充実させることで、教員と学校司書が連携した授業回数が大幅に伸びています。</p>
二次評価 (教育委員会による評価)	<p>○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止</p> <p>1 学校図書館全般に関する支援 今後、令和2年度に把握した、学校司書から教職員に対する単元別資料の提示が少なかったことや、教職員からの突然の授業支援依頼に学校司書が対応できなかったことなどの学校図書館の実態をふまえ、各校における教職員と学校司書との連携方法や、学校図書館の計画的な活用などの課題について改善を図り、次年度の学校図書館経営計画に反映していくことが必要です。</p> <p>2 児童・生徒、教職員への支援 今後、学校司書・学校図書館支援員が学校の実態に応じた支援を継続していけるよう、必要に応じて効率的・効果的な配置日数・配置人数を検討する必要があります。また、児童・生徒の学びの変化や教職員の意識・指導方法の変化、学校図書館を活用したことで身に付いた力などを見取るための成果指標を設定することも検討する必要があります。</p>

(総合評価基準)

拡充: 事業内容(規模や範囲等)の拡大や充実の必要性があるもの

継続: 同様の事業内容で実施していくべきもの

改善: 事業内容(規模や範囲等)の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止: 事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>1 学校図書館全般に関する支援</p> <p>(1) 令和4年度までの時限配置となっている「港区学校図書館支援アドバイザー」の今後の業務について</p> <p>①「MINATO・スクールライブラリー・カリキュラム」を、各校が実態に合わせて使いやすくなるよう見直しを行います。</p> <p>②各校の学校図書館運営に係る、学校ごとの実態に応じた体制の確立を支援します。</p> <p>③各校の次年度に向けた学校図書館経営計画を年度末に提出させ、助言を行います。</p> <p>④図書文化財課と連携し、公立図書館の活用の活性化を図る支援をします。</p> <p>⑤区としての学校図書館におけるパスファインダーの活用について検討します。</p> <p>2 児童・生徒、教職員への支援</p> <p>(1) 学校図書館に電子図書館機能を加え、タブレット端末を活用した児童・生徒の読書の機会を創出します。</p> <p>(2) 探調ツールを活用したオンライン予約サービスを構築することで、読書活動の推進を図ります。</p> <p>(3) 引き続き、学校図書館に学校司書・学校図書館支援員を配置し、教員の授業支援、児童・生徒の読書支援・学習支援をすることで、読書活動のさらなる推進を図ります。また、学校図書館の活用について、児童・生徒の学びの変化や教職員の意識及び指導方法の変化などを見取るための成果指標の検討をします。</p>

「読書活動の推進（学校図書館の充実）」に関する意見

評価委員名：森嶋 昭伸

- ・学校司書、学校図書館支援委員の配置が進み、新学習指導要領の趣旨に則した学校図書館の機能の充実が図られていることを評価します。その成果は、学校図書館の授業活用や教員と学校司書との連携に現れていると思います。今後は、事業の状況に記されているように、学校規模等に応じた学校司書・学校図書館支援員の効果的な配置を検討ください。
- ・それと同時に、各学校で学校図書館機能の充実を図ることが重要でしょう。そのためには、本事業の成果指標を見直すのも一つの方法と考えます。具体的には、児童生徒が学校図書館との関わりを通して、自学自習の態度や主体的な学びを深めたかなど児童生徒の意識や学習態度の変化の把握が考えられます。また、教職員の意識や指導方法の変化などの調査も考えられます。さらに、児童生徒の学力向上の面からの検証も重要と考えます。

評価委員名：渋谷 恵

- ・港区では区立の全ての小中学校に学校司書、学校図書館支援員を配置しており、専門性に基づく蔵書管理や選書、授業支援がなされています。また、「港区学校図書館支援アドバイザー」による学校訪問、管理職や学校司書、学校図書館支援員に関する助言・支援など、支援体制も整備されていると考えます。
- ・学校図書館を利用した授業回数、教員と学校司書が連携した授業回数から、令和元年度からの事業の進展を確認できました。今後さらに知見の共有、体制の整備が図られることで、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の向上、活動の質の向上が進むと思われます。一次評価に記載されているように、各校の実態に応じた支援が継続して実施できるよう持続可能で効率的・効果的な体制の検討を期待します。
- ・学校図書館を「読書センター」「学習センター」「情報センター」として考えた際、手に取って読むことができる書籍と合わせて、電子書籍やデジタルメディア等、ICTの活用も重要な点であると考えます。この点について、今後一層の議論や研究、専門的な知見の共有による実践の推進があると良いと思います。

評価委員名：末松 裕基

- ・児童・生徒の読書への興味・関心の向上に向けて、精力的で重要な活動が展開されていることが分かります。
- ・なかでも、学校管理職や学校図書館全般に対する支援が、「港区学校図書館支援アドバイザー」などの関与によって、環境が整ってきていることが確認できます。
- ・成果として挙げられている、「学校図書館を利用した1週間あたりの授業回数」2.6回という点については、前年度の1.3回からの増加という点では評価できます。今後は、授業回数が増加したことによって、具体的にどのような子どもたちへの影響や変化が生じたか、教職員による授業のあり方や意識にどのような変化が生じたか、などについても、可能な限り確認・調査をしていってほしいと思います。

評価委員名：輿水 かおり

- ・本事業の目的は、「児童・生徒の確かな学力育成」とあり、今求められている「学力」を考えると、「自らの課題に向かって、様々な切り口からその解決に粘り強く挑む力」の育成が求められます。活字環境の充実、学力状況調査等の結果からも学力と大きく関係します。そうした観点からも、3つの機能を備えた学校図書館の充実は大きな意味を持つと考えます。
- ・子どもたちが相談できる専門性の高い人材が常駐している環境は、子どもたちはもちろん教員や保護者にとっても心強いです。令和2年度の成果はデータ的にも明らかです。学校規模や地域図書館との関係に応じた支援員等の配置に工夫し、さらなる成果を期待します。
- ・義務教育9年間を見通した「MINATO・スクールライブラリー・カリキュラム」の策定は、大きな一歩だと思います。小・中学校の連携がうたわれて久しいがなかなか進まない現実があります。9年間で縦軸にしたカリキュラムが共有されることで目に見える連携充実につながることを期待したいです。
- ・「港区学校図書館支援アドバイザー」の巡回訪問で明らかになった各学校の図書館運営の課題や、改善点等を区内全体で共有し、委託業務契約の内容に反映させることでさらなる充実を図ってほしいです。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	179		
港区学校教育推進計画	30～32	71		
港区の教育	R3	91～92		

事業名	学びの未来応援施策の推進			
評価対象事業年度	令和2年度(平成32年度)	事業開始年度	平成29年度	
所属	教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課教育指導担当			

事業概要	
事業の目的	子どもの貧困対策について、家庭の経済的事由に起因する問題だけにとどまることなく、経済的事由以外に起因する問題の解消に向け、学習講座、ケース会議、家庭教育講座を実施します。
事業の対象	生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯を中心とする港区立小・中学校に在籍する児童・生徒
事業の内容(進捗状況)	<p>1 学びの未来応援学習講座 経済的困難を抱える家庭の生徒の進路選択を支援するため、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学校3年生を対象に、数学及び英語の学習講座を年間29回程度実施します。また、国語及び理科、社会については、自宅学習教材を配付します。さらに、オンラインでの自主学習室を開室し、生徒の学力向上を図ることで、進路選択を支援します。 場所 港区立生涯学習センター 日時 7月以降 週1回 午後6時20分から8時30分まで (緊急事態宣言中は午後5時50分から8時まで オンラインで実施)</p> <p>2 学びの未来応援ケース会議 学校で解決が図れない学力や家庭教育面の課題を抱えた児童・生徒について小児精神科医・スクールソーシャルワーカー・弁護士等で構成された会議体で、7月、12月、3月の年3回、学校から要請があった対象児童・生徒について解決に向けた方向性を探ります。</p> <p>3 学びの未来応援家庭教育講座 子育てや家庭学習定着等に悩みを抱えている保護者を対象に、年1回2月に子育て等に関する講座を開催することにより、家庭教育の啓発及び受講者同士の交流を図るとともに、児童・生徒の養育環境の改善を目指します。平成30年度からは、子ども家庭支援センターと共催しています。</p>
根拠法令等	子どもの貧困対策の推進に関する法律

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>1 学びの未来応援学習講座の実績</p> <p>(1) 受講者合格実績 令和元年度 受講者40名、平均出席率56.4%、希望する進路への合格割合 67% 令和2年度 受講者 7名、平均出席率68.7%、希望する進路への合格割合100% ※令和2年度はコロナ禍における外出自粛や区長部局の学習支援事業の拡大に伴い、受講者数が減少しています。</p> <p>(2) コロナ禍における取組(令和2年度) ①緊急事態宣言中は、通常講座を1人1台配備したタブレット端末を活用したオンライン講座に切り替えるとともに、一斉指導のほか生徒の質問にも対応する時間を確保しました。 ②通常講座の他に、10月以降自主学習室を開室し、集合もしくはオンラインでの参加を受講者が選択できるようにし、出席率25%～30%の成果を得ています。</p> <p>2 学びの未来応援ケース会議の実績 令和元年度 対象ケース数 9ケース、改善したケース数 9ケース、改善率100% 令和2年度 対象ケース数14ケース、改善したケース数14ケース、改善率100%</p> <p>3 学びの未来応援家庭教育講座実施日、会場及び参加人数 令和元年度 令和2年1月25日(土) 港区役所9階大会議室 230名 テーマ「ママパパ囲んで、みんなの育活フェス！」 令和2年度 令和3年1月30日(土) オンライン 86名 テーマ「あつまれ～！みんなの育活フェス」</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和元年度(平成31年度)	6,717	3,603		3,114					6,717	5,139	76.51%
令和2年度(平成32年度)	5,559	2,445		3,114					5,559	4,915	88.42%
令和3年度	5,149	2,035		3,114			-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	現在、予算の範囲内で3つの施策を推進しています。学習講座については、対象生徒家庭に募集をしても、年度によって受講者数が変動しています。また、受講者が通塾を開始し、出席率が徐々に低下していった年度もありました。限られた予算の中で効果的な支援を講じることができるよう、実施時期の見直しや、集団での学習と個別での学習のバランスをとることで、生徒のニーズに対応した支援の実施等の工夫が求められています。										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、区では「港区子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。平成28年度に実施した「学びの未来応援施策実態調査」の結果から、経済的問題だけでなく、養育に関する問題を抱えた家庭の問題も発覚しています。このことから、事業の目的は適合しています。
事業の効果性	4	1 令和2年度に学習講座に参加したすべての生徒が、自身の希望する進路に進学しました。 2 ケース会議の対象となった児童・生徒に対して、スクールソーシャルワーカーの派遣や子ども家庭支援センターの介入等、適切な支援を講じることで、家庭環境の改善につながっています。
手法の効率性	3	1 学習講座は、受講者が通塾し、回数を重ねるごとに出席率が減少傾向にあることや、区長部局が中学2年生までの学習支援事業を3年生までに拡大し、自宅付近で学習することができるようになったために、学習講座の受講者数が減少するなど、学習支援事業についての効率性は低いといえます。 2 ケース会議は、個に応じた具体的な支援策を示し、状況の改善を図ることができています。
区が実施する妥当性	4	すべての子どもが、夢と希望をもって成長していける地域社会を実現するため、地域が一体となって子どもの未来応援をする必要があります。そのため、区長部局と連携した家庭教育講座の実施や、学校や子ども家庭支援センターと連携したケース会議の実施など、区が実施する妥当性は高いといえます。
事業継続の必要性	4	現在、コロナ禍により、児童・生徒の進学等に対する不安感の増加や、両親の就労状況等、家庭環境の変化が見られます。このことから、対象児童・生徒及び家庭への支援を充実させ、学びの未来応援体制を一層強化していくためにも、事業継続の必要性は高いといえます。 1 学習支援事業については、回数や実施時期も含め事業内容を見直し、より効果的に事業を推進する必要があります。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 廃止
	1 教育委員会が主催する学習講座の受講者の受講状況や学習状況等について教育委員会と学校が共有し、対象生徒の進路支援につなげるとともに、経済的問題で進路選択の幅を狭めることがないようしました。しかし、区長部局の実施している学習支援事業との事業内容の重なりや、通塾する生徒の増加があることから、事業実施時期を冬季に限定するなどの改善が必要です。 2 現在、学校からの要請に基づき、経済的問題や家庭環境等に様々な問題を抱える家庭についてケース会議を実施しています。令和2年度は、スクールソーシャルワーカーの派遣を2件、子ども家庭支援センターの継続支援7件、学校での支援の方向性を示したケース5件として対応し、14件すべての対象児童・生徒及び家庭の抱える問題は改善しています。 3 幼児期から学齢期までの保護者を視野に入れることで、さらなる効果が期待できます。
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 廃止
	1 教育委員会が主催する学習講座の受講者の受講状況や学習状況等について教育委員会と学校が共有し、対象生徒の進路支援につなげることはできています。しかし、区長部局の実施している学習支援事業との事業内容の重なりや、通塾する生徒の増加があることから、対象学年を見直すほか、事業実施時期を限定するなどの改善が必要です。 2 経済的問題や家庭環境等に様々な問題を抱える家庭についてのケース会議の実施により、対象児童・生徒及び家庭の抱える問題は改善しています。今後は、1つのケースから把握できる課題やニーズを他のケースにも当てはめて必要な支援を事前に講じるなど、一層の充実が求められます。 3 保幼小の連携も踏まえ、幼児向けのハンドブックなどを活用し、家庭教育の重要性を周知するとともに、家庭教育の向上につながる取組を一層充実させることが求められます。

(総合評価基準)

拡充: 事業内容(規模や範囲等)の拡大や充実の必要性があるもの

継続: 同様の事業内容で実施していくべきもの

改善: 事業内容(規模や範囲等)の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止: 事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
1 学びの未来応援学習講座では、対象生徒の幅広い進路選択を応援できるように校長会から対象学年や事業実施時期について意見を聴取し、より効果的に対象生徒の進路支援ができる方法を令和4年1月末までに模索します。また、学習支援授業を利用している生徒の状況について区長部局と共有するとともに、対象生徒に必要な学習支援を講じることができるよう、学校と対象生徒の学習状況を確認し、全体での学習に加え、不得意な科目を学びの未来応援学習講座で補習できる体制を整備するなど、連携した対応を進めていきます。 2 学びの未来応援ケース会議では、対象となったケースの抱える課題やその支援の在り方について、生活指導主任会や保健主任会等で周知し、各学校での支援に役立てることができるようになります。また、初任者研修会等の事例検討において取り上げることで、教員の資質を高めるとともに、支援が必要な児童・生徒に対し、必要な支援を事前に講じることができるようになります。 3 学びの未来応援家庭教育講座では、参加者のニーズに合わせ、区立幼稚園、保育園、私立幼稚園、保育園等で配布している「家庭で大切にしたいことハンドブック」等を活用し、豊かな育ちを支えるための家庭教育の重要性について周知します。また、各幼稚園で実施している「心の家庭教育講座」の内容の充実を図ります。

「学びの未来応援施策の推進」に関する意見

評価委員名：森嶋 昭伸

- ・子どもの貧困対策については、コロナ禍の中で一層重要な課題になっています。そのため区長部局でも事業が行われているようであり、それとの整合性を図ることが課題と考えます。そうした観点から、主管課による自己評価で手法の効率性を「3」、総合評価を「改善」とされていると理解します。
 - ・今後の改善方策として、他部局との連携に留意し、教育委員会の担うべき役割と内容を明確にした上で、次のような改善を図ることが考えられます。
- ①「学びの未来応援学習講座」の対象が生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学3年生になっているようですが、小学生も含め対象学年の拡大を検討されてよいと考えます。
 - ②オンライン講座は今後も必要でしょうが、対面講座との組み合わせ、実施の回数・場所・時期などについて検討されてよいと思います。
 - ③「学びの未来応援家庭教育講座」は必要な事業であり、その実施回数、会場（複数化）、オンライン発信など多様な取組が可能であると思います。

評価委員名：渋谷 恵

- ・すべての子どもたちに公平で質の高い教育を保障することは、2015年に国際連合が採択した「持続可能な開発目標（SDGs）」においても提起されている重要課題であり、教育委員会として引き続き積極的に取り組むべき事業であると考えます。
- ・平成28年度に実施された「学びの未来応援施策実態調査」からは、子どもたちを取り巻く環境を複合的にとらえて支援する必要性を見ることができます。この点からも、学びの未来応援ケース会議の充実が重要であると思います。関係部局との連携、地域との連携、様々な領域の専門家との連携などを含む総合的な支援体制がさらに充実することを願います。
- ・一次評価にあるように、区長部局による学習支援事業との位置付けの検討、事業内容の見直しなど、港区における総合的な体制のなかで教育委員会だからこそできる取り組みの精査を行う時期であると思われました。学びの未来応援学習講座の受講者数の変化は、ニーズのなさではなく、ニーズの複雑さ、見えにくさを示しています。コロナ禍で子どもたちの状況、家庭の状況が大きく変化するなか、子どもたちや家庭の潜在的なニーズに応える事業の一層の展開を期待しています。

評価委員名：末松 裕基

- ・家庭の経済的事由に起因する問題だけにとどまらず、さまざまな課題を抱えた子ども、家庭に多様にアプローチしようとしている点で高く評価できると言えます。特に、コロナ禍にあって、短期間では解決ができないような社会情勢にあり、本事業の推進はさらに、今後も重要度が高まってくると考えられます。
- ・「学びの未来応援学習講座」については、量的効果は十分に確認・達成できていると言えます。今後は、質的側面のあり方や、他の事業との連携なども含めた検討が必要になってくると言えます。特に、同講座によって、救われている子どもや家庭が、どのような点で今後も支援を必要としているのか、子どもの居場所づくりという点からの検証も求められると思います。
- ・また、ケース会議や家庭教育講座も、学校に加えた幅広い専門家の関与が確認でき、具体的な問題解決や、家庭間の交流の推進に大きな効果を生み出ししており、高く評価できると言えます。

評価委員名：輿水 かおり

- ・コロナ禍は、経済面はもちろんですが、家族関係や地域とのかかわりなど、子どもの生活環境の実相を際立たせています。今まで見えにくかったものがはっきり姿を現した感さえあり、学びの未来を応援する施策の必要性を強く感じています。
- ・学習講座については、対象学年を中学校3年生に限定していますが、より拡充することはできないでしょうか。中学校3年生は学校全体も受験モードに入り、志望先もそれまでの成績で絞らざるを得ない状況にあるのではないかと思います。学習内容も躓いているところから再履修できるようなメニューの組み方で、異学年でも共通の時間が可能になります。また、教え合う学習形態を取り入れることも可能ではないかと考えます。
- ・ケース会議は、改善率が示すように大きな成果がありました。会議体のメンバー構成、開催回数（時期）等、適切であったと考えます。令和元年度と比較して5割増しのケース数から考えると拡充が必要ではないでしょうか。
- ・家庭教育講座を子ども家庭支援センターとの共催で開催しているところが効果を上げた要因だと考えます。他の事業も、他部署との横のつながりをしっかりさせて効果を上げることを期待します。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	251		
港区生涯学習推進計画	30～32	46		
港区の教育	R3	113		

事業名	自主的な区民大学（みなと学びの循環事業）			
評価対象事業年度	令和2年度（平成32年度）	事業開始年度	平成29年度	
所属	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課			

事業概要	
事業の目的	学びの成果を生かしたい人や学びをとおして社会に参加したい人々が、自主的・主体的に企画運営できるよう、講座や事業(以下「講座等」という。)実施を支援することで、学びをとおして地域や世代を超えた人のつながりを生み出す「学びの循環」の仕組みづくりを行います。
事業の対象	港区在住・在勤・在学者
事業の内容 (進捗状況)	<p>区民を募り、本事業の趣旨を踏まえた港区に関わる講座等を実施するための企画会議を行います。企画会議においては、専門性のあるファシリテーターが、事業参加メンバー（以下「メンバー」という。）の自発的な発想を促すことで、能動的に自分の学びを発信する方法を習得します。さらに企画した講座等を実施することで、実務経験を積み、振り返りによって次へ生かします。</p> <p>事業は、初めに「はじマルシェ」（※1）として、事業説明や対話の重要性を伝える内容の講座を実施します。その後、事業に興味・関心を持った参加者はメンバーとして参加し、グループに分かれて、企画会議に5回参加し、講座等を実施します。</p> <p>「まなマルシェDAY」（※2）で企画した講座等を実施し、最後に反省点や、自身が学んだことを次に生かすための振り返りの会を行います。</p> <p>全10回（はじマルシェ1回・企画会議5回・まなマルシェDAY3回・振り返り会1回）の事業です。</p> <p>※1 「はじマルシェ」：事業説明や対話の重要性を伝えるワークショップを行う日 ※2 「まなマルシェDAY」：メンバーが企画した講座等を実施する日</p> <p>なお、生涯学習センターの次期指定管理期間（令和6年度から令和10年度まで）から指定管理業務とする予定です。</p>
根拠法令等	生涯学習推進計画、みなと学びの循環事業実施要綱、

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、初めてオンラインツール(Zoom)を使用し実施しました。メンバーは26名で、全10回、延149名の参加がありました。</p> <p>当初4グループで企画会議を進めていましたが、メンバーの離脱により3グループに変更後、「まなマルシェDAY」で、講座等を実施しました。</p> <p>1グループ（5名）「港区って本当にキラキラしているの？」受講者：12名 2グループ（4名）「GOTOみなと@オンライン～クイズで港区を旅しよう～」受講者：14名 3グループ（10名）「かるたでめくる一期一会～ZOOMで遊ぶみなと歌留多～」受講者：6名</p> <p>事業の手法を従来の参集型からオンライン型に変更したことで、いつでも、どこでも、参加できるようになったことや、新たな周知方法としてFacebookを取り入れたこともあり、区の生涯学習事業に初めて参加した方が多く、これまでの参加者は60代以上が中心でしたが、30代から40代等の新しい層の参加がありました。また、予定していた企画会議以外に、自主的にグループごとに会議を行ったり、事前リハーサルを行う等、メンバーに主体性が生まれました。</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和元年度 (平成31年度)	711	711					-24		687	402	58.52%
令和2年度 (平成32年度)	696	696							696	654	93.97%
令和3年度	685	685					-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	令和元年度の後半、新型コロナウイルス感染拡大防止のため会議等が中止となり執行率が6割弱となりましたが、その他の年度は同規模の予算及び決算額で推移しています。令和3年度は、気軽に参加しやすい回数で前期・後期の2期としていますが、令和4年度は1期の実施予定のため、事業費は減少する見込みです。										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	メンバーが自主的に会議やリハーサルを行う等、主体的な活動につながる一助となっています。この主体的な活動を他者に還元し、つないでいく本事業は、港区生涯学習推進計画に掲げる区のみぎすべき姿の一つであることから、事業目的に適合しています。
事業の効果性	4	アンケートでは、「参加しようと思ったきっかけを実現することができましたか?」という問いに対し、約89%の参加者が「想像以上にできた」「想像どおりにできた」と回答しています。参加者の満足度は高く、効果的に実施されています。しかし、事業後の効果を検証する仕組みがないため、今後は事業終了後、一定期間を置いた後にその後の活動や意識変化等を把握できるよう、事業の効果を図るための仕組みを構築します。
手法の効率性	5	オンラインツール(Zoom)を利用することにより、いつでも、どこでも、気軽に区の事業への参加が可能になり、コロナ禍においても感染症のリスクなしに安定して事業を実施することができ、効率性が高く有効な手法であると言えます。
区が実施する妥当性	4	いつでも、どこでも、自主的に学べる環境を整え、全ての人の学びの意欲に応えるとともに、学びを生かせる機会を提供することは港区生涯学習推進計画に掲げる区のみぎすべき姿の一つです。区民が自主的・主体的に講座等を企画運営できるよう、企画力や運営方法の学習・実践の場を提供し、その後の自身の生涯学習活動に生かし、「学びの循環」につなげる事業を区が実施することには妥当性があります。
事業継続の必要性	4	港区生涯学習推進計画策定に向けたアンケート調査(平成29年度、令和元年度実施)では、生涯学習を実施している人々の6~7割が「学びを自分以外の人のために生かしたい」と高い数値を占めている一方で、学びを生かせない理由として、「生かすことができるまでの段階になっていない」「どのような活動に生かすことができるのか分からない」が6割を超えていることから、学びを生かしたい人が自ら積極的に発信できるよう実践経験する場を確保する必要があるため、事業を継続します。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	<p>本事業は、生涯学習推進計画で重点事業として取組を推進しており、参加者は、講座等における企画・運営の手法を学ぶことができ、主体的な活動につながる一助となっています。また、事業の手法を従来の参集型からオンライン型に変更したことで、いつでも、どこでも、参加できるようになったことや、新たな周知方法としてFacebookを取り入れたこともあり、区の生涯学習事業に初めて参加した方が多く、これまでの参加者は60代以上が中心でしたが、30代から40代等の新しい層の参加がありました。</p> <p>その一方で、慣れないオンライン上での企画会議等の回数(10回)が多かったためか、途中で離脱した参加者も見られたことから、令和3年度は試験的に前期・後期(各5回)と2期に分け、参加者の負担を減らし、参加しやすい形で実施することにより、参加者数及び出席率は向上しています。</p> <p>今後は、事業の効果(事業終了後、自身の生涯学習活動が広がっているかや意識変化等)を図る仕組みを構築し、本事業が学びの循環につながっているかを検証します。</p> <p>以上の理由から、本事業の評価を「継続」とします。</p>
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	<p>各自治体がコロナ禍において学びのあり方について苦労している中、従来の参集型講座と異なり、オンラインの活用を先駆けた点で高く評価できます。個々の学びを深めるだけでなく、それらの学びを社会に還元したいと思っている人も多いためと思われるため、学びの発信方法を習得する講座は生涯学習社会において意義のあるものと言えます。</p> <p>また、30代から40代の新しい層の参加という、よい成果も得られました。</p> <p>今後は、講座実施後の効果検証の仕組みの構築に取り組むとともに、参集にこだわらず様々なツールを生かして現役世代や若手などの新しい学びの場としても幅広く展開することを望むことから、本事業の評価を「継続」とします。</p>

(総合評価基準)

拡充: 事業内容(規模や範囲等)の拡大や充実の必要性があるもの

継続: 同様の事業内容で実施していくべきもの

改善: 事業内容(規模や範囲等)の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止: 事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・受講後のアンケートを過年度の受講者についても実施し、地域等への還元、受講者自身の生涯学習活動の広がりなど、長期的に事業の効果を図る仕組みを構築します。 ・幅広い世代が受講できるよう、事業の実施方法は参集・オンラインに拘らず、テーマや企画内容等に応じて、より最善の方法を検討します。 ・令和6年度からの生涯学習施設の次期指定管理期間開始から、生涯学習センターに事業を移管する予定となっています。そのため、令和3年度から現指定管理者が事業の一部に関わることにより、円滑な移管を推進します。

「自主的な区民大学（みなと学びの循環事業）」に関する意見

評価委員名：森嶋 昭伸

- ・コロナ禍の中でのオンラインの開始など、従来の参集型と異なる取組が模索されており、学びの循環事業の新たな方向として評価します。また、今後の課題として、実施後の効果検証の仕組みの構築をあげていることも妥当であると考えます。
- ・その上で、オンライン型と参集型の融合、オンラインが不得手な高齢者等への対応、そして区民がより魅力的に感じる学びの内容を発掘し、学びの広場・学びの循環としての生涯学習が推進されることを期待します。

評価委員名：渋谷 恵

- ・学習は個人の喜びや成長の契機であるとともに、他者との学び合いにより相互のつながりを深めるものでもあります。中央教育審議会生涯学習分科会の議論（令和2年2月）においても、多様な人々が学習の成果を活動に生かすとともに、活動を通して、さらに学びを深めていく「学びの循環」の重要性が指摘されています。自主的な区民大学の活動は、個人が自分を活かして社会に参加し、共に生きる社会を豊かにしていく活動であり、地域における「学びの循環」の仕組みづくりのために大きな役割を果たすものと考えます。
- ・令和2年度は、オンラインツールや SNS の活用などを通して新たな層の参加が増したことで、事業の活性化がみられたように思います。多様な参加者の主体性を生かして、持続可能な社会づくりのための活動など地域課題の解決に向けた取り組みが一層進むことを願っています。
- ・教育委員会としての事業の意義は、参加者の当該年度の活動成果以上に、学びを通じた学習デザイン力の向上、参加者どうしのつながりの醸成、参加後の活動の継続性と発展性にあると考えます。参加年以降の活動の活性化、参加年度を超えてつながる仕組みづくりなどについて、今後の検証と事業の展開を期待します。

評価委員名：末松 裕基

- ・市民による学びのあり方については、各自治体がコロナ禍においてさまざまに苦勞しているなかであって、本事業は特にオンラインの活用を先駆けて行なったという点で高く評価できます。
- ・個々人が学びを深めるだけでなく、それらの学びをさらに社会に還元することについては、強い想いを持っている方や潜在的なニーズを持った方が多いと思われます。そういった状況に対して、「学びを発信する方法」の習得や「専門性のあるファシリテーター」という視点は、生涯学習社会において非常に意義があると言えます。
- ・コロナ禍にあって、本事業は以上のような意義が確認できるだけでなく、従来以上に参加者数や参加者層、具体的には、30歳代から40歳代という新しい参加者が確認でき、とてもよい成果が確認できます。今後も、オンラインだけでなく、対面が可能になってからも、これらのよい兆候を事業展開に活かしてほしいと思います。

評価委員名：輿水 かおり

- ・可能性を感じさせる事業で、面白いと感じました。
- ・コロナ禍の中での執行率94%は、手ごたえを感じさせます。新しい学び方、学びの場の提供として育てることを期待します。
- ・こうした事業は、高齢者の居場所づくりといった色合いが濃いものですが、今後は、実績にも示されたように現役世代、若手の新しい学びづくりの場としても幅広く展開してほしいです。ゆくゆくは、力強い「港区通」が育ち、本区の発展に寄与する、もしくは刺激を与える存在になる可能性もあると思います。
- ・コロナという災厄がもたらした新しい学びのスタイル、コミュニケーションのスタイルを実験的に模索できる場ともなるのではないのでしょうか。参集・対面にこだわらず様々なツールを生かして、より緩やかなつながりから、新しい発想が期待できると思います。全10回の内訳も適切だと考えます。特に「振り返り」が設定されておりオープンエンドだからこそその可能性を感じます。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	244		
港区スポーツ推進計画	30～32	62		
港区の教育	R3	125～126		

事業名	トップアスリート及びチームとの交流			
評価対象事業年度	令和2年度(平成32年度)	事業開始年度	平成27年度	
所属	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課			

事業概要	
事業の目的	区民のスポーツ技術の向上やスポーツに対する関心を高めることを目的に、トップアスリート及びトップチームと交流する機会を創出するとともに、「する」「みる」「支える」スポーツ活動の拡大を図ります。
事業の対象	港区在住・在勤・在学者
事業の内容(進捗状況)	<p>港区には多くの企業が本社を構えるオフィス街や商業エリアがあり、トップレベルのアスリートやチームが集まる特性があります。このような特性を活かすとともに、区立スポーツ施設を使用する企業等との連携により、区民とアスリートやチームとの交流事業を実施しています。</p> <p>平成30年度から令和元年度にかけて、ラグビーワールドカップ2019の開催に向けた気運醸成のため、ラグビー競技の交流事業を中心に実施してきました。</p> <p>この他に、企業等との連携によるバレーやバスケットボール、バドミントン、野球、フットサルなど親子で楽しめる体験会や講習会を実施しています。</p> <p>令和2年度に、区とサントリーホールディングス株式会社が締結した「港区とサントリーホールディングス株式会社との地域社会の発展に関する包括連携協力協定」に基づき、「サントリーサンゴリアス」と連携した事業の実施について協議を進めており、令和3年9月には連携協定の一環として、区内在住、在学の小学生を対象に、「サンゴリアスラグビー体験教室」をスポーツセンターで実施する予定です。</p> <p>普段触れ合うことが少ないトップアスリートに直接指導を受けた内容を、参加者それぞれが地域の活動に活かし、スポーツに対する関心を高めています。また、バレーボールやバスケットボールなど中学校の部活動への指導により、技術の向上を図る取組を実施しています。</p> <p>今後も、企業等との連携によりアスリートやチームとの交流を創出し、トップアスリートの教室でスポーツを「する」、トップチームの試合を「みる」、ボランティアとして「支える」スポーツ活動の拡大を図ります。</p>
根拠法令等	

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>区立スポーツ施設を使用した企業等と区民還元イベントの開催について協議を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための断続的な緊急事態措置等の発出により、多くの方を参集する事業が実施ができなかったことや、企業側からアスリートと不特定の参加者の交流を断られたことなどから、予定していた事業が中止となりました。</p> <p>このような中、ラグビーワールドカップ2019のレガシーとして、区立青山中学校にラグビー部が設立され、区立中学校では初となるラグビーゴールを設置しました。ラグビーゴールの除幕式では、サントリーサンゴリアス連携のもとラグビー部の生徒も参加し、選手たちと交流を深めました。</p> <p>【令和2年度に中止となった事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボッチャ教室、バレーボール教室、バスケットボール教室、卓球教室、野球教室 <p>【過去の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 8事業767人、令和元年度 8事業1,078人、令和2年度 1事業19人

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和元年度(平成31年度)	1,658	1,658							1,658	1,658	100.00%
令和2年度(平成32年度)	1,592	1,592							1,592	0	0.00%
令和3年度	0	0					-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	<p>本事業は、区民還元イベントを実施してもらうことを条件に、区立スポーツ施設の使用を認め、実施しているものです。そのため、原則、事業を実施する上で区の経費負担は生じません。ただし、令和元年、2年度は業務委託により、ラグビーワールドカップ2019の気運醸成やレガシーとして、ラグビートップチームとの交流事業を実施しました。(令和2年度はコロナのため中止)</p> <p>今後も、サントリーとの地域連携協定を活かした交流事業や、企業等との連携による野球、バスケットボール、サッカー等のトップアスリート及びトップチームとの交流を推進します。</p>										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	3	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの事業が実施できなかったものの、例年、企業やトップチームと連携をして、バレーやバスケットボール、バドミントン、野球等のイベントや交流事業を実施し、区民のスポーツ技術の向上やスポーツへの関心を高めることができています。今後は、交流事業を通じて指導者等がトップアスリートの指導方法を学ぶことで、継続して子どもたちの技術力の向上に取り組める仕組みを構築します。
事業の効果性	4	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの事業が実施できなかったものの、例年、本事業には、児童や生徒、成人など、多くの区民が参加しており、スポーツに関する関心を高めています。しかし、事業後の効果を検証する仕組みがないため、今後は事業終了後に意識変化等を把握できるよう、事業の効果を図るための仕組みを構築します。
手法の効率性	4	区立スポーツ施設は立地条件から、企業チームの試合等を実施する上で好条件です。試合を「みる」その後、トップアスリートの教室でスポーツを「する」流れを効率的に創出することができ、スポーツへの関心を高めることができます。また、企業の地域貢献活動を活用した交流を実施することから、区は経費を掛けずに効率的に事業を実施できます。
区が実施する妥当性	4	企業チームが練習、試合のために区立スポーツ施設を使用しており、地域貢献活動を積極的に行っています。区は、競技団体や企業と連携し、区民が様々なスポーツやトップアスリートに触れる機会を創出しています。
事業継続の必要性	4	区は様々な企業との連携を推進しており、区民が企業所属のトップチームやトップアスリートの技術や取り組む姿勢に触れる貴重な機会を創出することができます。本事業により区民のスポーツ技術の向上やスポーツに対する関心を高めるために事業の継続が必要です。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	<p>トップアスリートやトップチームから区民が直接指導を受ける機会を創出することで、区民のスポーツ技術の向上や、スポーツへの関心を高めることができました。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、オンラインによる手法を取り入れるなど、実施手法の検討が必要です。あわせて、総合型地域スポーツ・文化クラブと企業の連携事業等の実施も検討し、トップアスリートから学んだ事を継続的に行える場を創出することで、地域からスポーツへの関心を高める取組を検討します。</p>
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	<p>スポーツへの関心や活動の拡大という点において「する」「みる」に加えて「支える」という発想も取り込んでいる点について、評価します。また、多くの企業が本社を構えるオフィス街や商業エリアがあり、トップレベルのアスリートやチームが集まる港区の特徴を生かしているという意味でも、意義のあるものと言えます。さらに、港区と企業との連携協力による協定の締結は、今後企業と地域の連携を構想する際の重要なモデルケースになると考えます。</p> <p>今後は実地での活動に加えて、オンラインの活用、webサイト等での紹介など、事業内容や方法について検討されることを望むことから、本事業の評価を「継続」とします。</p>

(総合評価基準)

拡充: 事業内容(規模や範囲等)の拡大や充実の必要性があるもの

継続: 同様の事業内容で実施していくべきもの

改善: 事業内容(規模や範囲等)の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止: 事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに関心を持つきっかけや継続して参加できるように、参集に加えオンラインを活用したイベントや、地域史や産業史、文化史なども関連付けたスポーツ講座等の展開に向けて検討します。 ・事業終了後に意識変化等を把握できるよう、イベント終了後にアンケートを実施するなど事業の効果を図るための仕組みを構築します。 ・区民が自主運営する総合型地域スポーツ・文化クラブ「スポーカル」と企業チームが連携し、継続したスポーツ活動ができるように支援します。 ・事業を通じて指導者等がトップアスリートの指導方法を学ぶことで、継続して子どもたちの技術力の向上に取り組める仕組みを構築します。

「トップアスリート及びチームとの交流」に関する意見

評価委員名：森嶋 昭伸

- ・様々なスポーツ教室を企画しながら、コロナ禍の中で多くの事業を中止せざるを得なかったのは残念ですが、新たな方向性が模索されていることも分かります。所管課の自己評価で、事業目的の適合性を「3」にしているのも、こうした状況と関係あるのではないかと推察します。今後、これまでの経験を活かし、オンラインの活用、対面的な活動との組み合わせなど、事業内容・方法について検討されることを望みます。
- ・なお、「子どもたちの技術力の向上」や「区民のスポーツ技術の向上」など、競技スポーツを視野に入れた技術力向上の必要性は認めますが、折角の交流の機会ですから、例えば「生きがいとスポーツ」「スポーツと社会参加」「健康とスポーツ」など、生涯スポーツの面からのアプローチも可能であると考えます。

評価委員名：渋谷 恵

- ・トップアスリート及びチームとの交流は、多くの特徴ある企業が立地する港区の地域特性を活かした事業であり、今後も様々な展開の可能性があると考えます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、スポーツ活動を伴う交流事業の実施に制限があったことが伺えます。一次評価で指摘の通り、実地での活動に加えて、オンラインでの交流、動画の活用、webサイト等での紹介など、様々な交流と共有の在り方を検討することは、今後の多面的な展開、継続的な交流の場づくりの基礎となるのではないのでしょうか。
- ・港区とサントリーホールディングス株式会社との連携協力による「地域社会の発展に関する包括連携協定」は、今後、企業と地域の連携を構想する際の重要なモデルケースになると考えます。事業の推進とともに、成果の検証、フィードバックによる課題の検討、より効果的で創造的な活動の試みが継続的になされると良いと思います。

評価委員名：末松 裕基

- ・スポーツへの関心や活動の拡大という点において「する」「みる」に加えて「支える」という発想も取り込んで、トップアスリートやチームとの交流が目的とされている点に、本事業の特徴が確認できます。
- ・特に、ラグビーワールドカップや企業等との連携による交流事業や、体験会、講習会の実施によって、さまざまな交流が計画されてきたことが分かります。
- ・コロナ禍にあって、さまざまな計画が中止となった点は、やむを得ない側面が多々あったと思います。今後もオンラインの有効な活用方法の検証、スポーツについて、たとえば「みる」ということについて、その視点を、さまざまな地域史や産業史、文化史などとも関連づけて深めていくと有効性が高まると思います。

評価委員名：輿水 かおり

- ・東京 2020 大会を経て、トップアスリートの存在が身近なものになっています。あの感動を一人一人の生き方に取り入れられれば良いと考えます。画面を通しての存在であったアスリートの生の声を聞き、直に指導を受けることができれば、その体験は一生の宝物になると思います。特にパラアスリートの生き方に学ぶことは、多くの生き悩む人たちへのエールになると思います。
- ・「する」「見る」「支える」に「学び合う」もしくは「分かち合う」を加えたものに育てることを期待します。
- ・コロナの感染拡大の影響で無観客になった多くの競技を、ぜひアフターコロナで実感させたいです。テレビ観戦を通して区民の興味関心はより一層広がったと思います。
- ・港区の特徴を生かすという意味でも大事にしたい事業であると考えます。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	252		
港区立図書館サービス推進計画	30～32	41		
港区の教育	R3	150		

事業名	来館困難な利用者への資料提供			
評価対象事業年度	令和2年度（平成32年度）	事業開始年度	平成24年度	
所属	教育委員会事務局教育推進部図書文化財課			

事業概要	
事業の目的	利用者の誰もが、必要な情報を得ることができるよう、区立図書館を訪れることが困難な利用者の読書機会を確保します。
事業の対象	区立図書館を訪れることが困難な利用者
事業の内容 (進捗状況)	<p>(1) 宅配サービス（通年のサービス） 平成24年から通年で宅配サービスを実施しています。 港区立図書館の利用者カードの交付を受けていて、以下の理由により、来館が困難な利用者に対して、月に1回図書館資料を自宅に届けるサービスです。 新型コロナウイルスの流行を契機に、令和2年12月から対象者を拡大しました（④⑤）。</p> <p>①肢体不自由1級・2級の者並びに、内部障害1級～3級までのもの ②要介護1～5級の認定を受けている者 ③区内の高齢者施設等に入所している者 ④母子健康手帳を発行された妊婦又は出産した月から1年後までの産婦 ⑤負傷又は疾病により外出に支障のある者</p> <p>(2) 予約図書の無料郵送サービス（緊急事態宣言期間中のサービス） 令和2年5月から緊急事態宣言期間中に予約図書の無料郵送サービスを実施しています。 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の期間中に、「貸出し待ち」になり、電話で郵送サービスの申し込みを行った利用者に、予約図書を無料で郵送します。</p>
根拠法令等	港区立図書館宅配サービス実施要領

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>(1) 宅配サービス 登録者数 令和2年11月末時点（対象拡大前） 23人 令和3年3月末時点（対象拡大後） 54人</p> <p>(2) 予約図書の無料郵送サービス 期間 件数 冊数 5/13～5/31 700件 1,466冊 1/12～3/21 625件 1,660冊</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和元年度 (平成31年度)	216	216							216	127	58.80%
令和2年度 (平成32年度)	226	226						1,356	1,582	1,038	65.61%
令和3年度	226	226					-	-	-	-	-
事業費から見た 事業の状況	宅配サービス分として、妊産婦等の利用者増が見込まれるため、事業費は増加の見込みです。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言中の予約図書の無料郵送サービスを実施するため補正予算を組みました。令和3年度も予約図書の無料郵送サービスを実施しているため、流用等予算措置をする必要があります。										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	来館困難な利用者の自宅に図書館資料を届けることは、区立図書館に来館困難な利用者へ読書の機会を確保するという目的に合致しています。
事業の効果性	4	宅配サービスの対象者を拡大したことにより、主に妊産婦の登録者数が増加して、定期的にサービスを利用しています。 緊急事態宣言期間中の無料郵送サービスも活用されており、コロナ禍においても安全に図書館資料を利用できるという効果を上げています。
手法の効率性	4	ゆうパック、レターパックを利用して来館困難な利用者の自宅に配送するという手法を用いることで、図書館の業務負担は限られたものになっています。 令和3年11月からは、電子書籍サービスの提供も可能になります。
区が実施する妥当性	5	公立図書館として、年齢、障害の有無、家庭状況にかかわらず、誰もが読書を楽しみ、求めている知識や情報を得ることができるように支援する必要があるとあり、区が実施することは妥当です。
事業継続の必要性	5	あらゆる人が読書を楽しむため、来館困難な利用者へ資料を届けるサービスは、図書館が継続して実施していく必要があります。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	新型コロナウイルス感染拡大防止のために休館した際に、自宅で過ごす方に読書の機会を提供するため、23区で唯一、予約図書無料郵送サービスを実施しました。 また、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、いち早く宅配サービスの対象者を拡大した結果、特に妊産婦の登録が増加し、潜在的にはサービスの需要があることが明らかになりました。 令和3年11月の電子書籍サービスの導入により、図書館に来館しないで図書館資料を利用する選択肢が増えます。来館困難な図書館利用者へのサービス向上に一層対応できることとなります。
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	利用者個人の状況にかかわらず、学ぶ権利を保障するため、図書館に来館困難な利用者の読書の機会を確保することは重要です。新型コロナウイルス感染症が拡大し、来館困難な利用者の範囲が広がる中、宅配サービスの対象を拡大した点は高く評価できます。緊急事態宣言期間中の予約図書無料郵送サービスも、他の自治体にはない注目される取組と評価します。 今後は、潜在的な利用者を掘り起こしていくとともに、利用者が選ぶ図書の幅が広がるよう、図書館からの様々な情報の発信がより重要となってきます。

(総合評価基準)

拡充: 事業内容(規模や範囲等)の拡大や充実の必要性があるもの

継続: 同様の事業内容で実施していくべきもの

改善: 事業内容(規模や範囲等)の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止: 事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>宅配サービスや電子書籍サービスを通して、図書館に来館困難な利用者に対する資料提供を充実させるよう取り組んでいきます。具体的には次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅配サービスについての広報を充実させ、潜在的なニーズに応じて利用の拡大を図ります。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような社会情勢の変化がある際には、無料郵送サービスを速やかに実施するなど、柔軟に対応します。 ・利用者の読書の幅が広がるよう、図書館ホームページで公開している「おすすめのタイトル」を充実させます。 ・電子書籍サービスにおいても、図書館のおすすめ本を公開します。

「来館困難な利用者への資料提供」に関する意見

評価委員名：森嶋 昭伸

- ・コロナ禍の中、来館困難な利用者への宅配サービスの実施はもちろん、電子書籍サービスの導入も今後進められるとのこと、いずれも先進的な取組と評価します。
- ・一方で、宅配利用については、港区立図書館の利用者カードの交付を受けている人が対象ということですが、区民の中には利用者カードの交付を受けていなかったり、こうした先進的な取組を十分に知らなかったりする人もいるのではないかと思います。その点も踏まえ、図書館に関する広報について留意されることを望みます。

評価委員名：渋谷 恵

- ・一人ひとりの学ぶ権利を保障し、個人の状況によらず、誰もがいつでもどこでも学ぶことができるようにするため、図書館利用の方法を多様化することは重要です。困難な利用者に対する平成24年度からの取組みに加え、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況のなか、妊娠中や出産後まもない利用者、負傷や疾病で外出困難な利用者へと対象を拡大した意義は大きいと思います。妊産婦の登録が増加していることから、潜在的な学習ニーズに対応した事業であることが伺えます。
- ・広報の充実、対象者が集まる場やグループへの働きかけなどを通して、宅配サービス、予約図書無料郵送サービス等の認知度が上がると、事業の意義と成果がより高まるのではないかと思います。電子書籍サービスの提供も含め、これまで利用できなかった層へのアクセス、潜在的なニーズに応える試みが継続・拡充されることを期待します。

評価委員名：末松 裕基

- ・区立図書館を訪れることが困難な利用者の読書機会の確保という点で、大きな成果・効果が確認できる事業だと言えます。また、これらの事業推進は港区の先進的な取り組みとも言え、高く評価できます。
- ・また、コロナ禍という大きな社会情勢の変化のなかにあっても、妊婦・産婦、外出に支障のある方々などに対して、柔軟かつ迅速な対応がなされている点も非常に高く評価できます。
- ・現時点では、返却に際して大きな問題点もないということで、今後も、新たな本との出逢いの演出、図書館での企画・展示の案内など、さまざまに、選書の方法が融合し、選書の幅が確保されていくことが望まれます。また、来館の頻度に関係なく、図書館での実際の閲覧、電子書籍などとも有効に関係し、位置づいていくと、さらに読書の機会が充実すると思われます。

評価委員名：輿水 かおり

- ・コロナ禍で来館困難なユーザーの範囲が広がる中、対象者を拡大した事業展開は評価できます。
- ・無料郵送というサービスは、公的な図書館では画期的です。利用者の声を生かした事業として充実してほしいと考えます。外出がままならない中での妊産婦対象の推薦書などのカタログを郵送時に添付するような、次の予約読書につながるサービスも考えて、読書人口を増やしていくことを期待します。
- ・事業の拡充として、介護施設の高齢者に、定期的に絵本を供給するなどのサービスはいかがでしょうか。
- ・電子書籍の導入に向けて、利用者拡大のためのアイデアを出し合い、サービスの向上にさらに努力してほしいと期待します。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	252		
港区子ども読書活動推進計画	30～32	47		
港区の教育	R3	146		

事業名	子どもの年齢に応じた取組の推進			
評価対象事業年度	令和2年度（平成32年度）	事業開始年度	昭和54年度	
所属	教育委員会事務局教育推進部図書文化財課			

事業概要	
事業の目的	子どもたちが本に接することができる様々な機会を創出することによって、年齢、年代に沿った取組を推進します。
事業の対象	乳幼児から高校生までとその保護者
事業の内容（進捗状況）	<p>(1)乳幼児から小学生を対象とした事業</p> <p>①ブックスタート 1歳の誕生日当日までの子どもとその保護者を対象に読み聞かせの実演後に絵本を配布</p> <p>②図書館でのおはなし会、子ども関連施設に出張・連携しておはなし会 絵本や紙芝居の読み聞かせや手遊び、英語での読み聞かせなどおはなしの世界を楽しむ機会を提供</p> <p>③人形劇やコンサート、各種講座 観劇やコンサート、工作や実験により本の世界の体験や知識と技術を取得する機会を提供</p> <p>④スタンブラリー・クイズラリー、図書館見学 図書館の役割やしくみ、本に関することをクイズ等で理解する機会を提供</p> <p>(2)小中学生を対象とした事業</p> <p>①図書館を使った調べる学習コンクールと調べ学習講座</p> <p>(3)中学生を対象とした事業</p> <p>①中学生書評合戦(POPバトル・ビブリオバトル) 読んだ本の情報や感想を共有し読書活動の幅を広げる機会を提供</p> <p>②中学生懇談会 中学生や学校の図書担当教諭を対象に図書館利用や連携など意見交換や情報共有を実施</p> <p>③ティーンズ寄席&落語勉強会 中学生による企画・運営事業</p> <p>④学校紹介展示 学校と連携し、児童生徒の活動紹介展示と関連図書を展示</p> <p>(4)全世代を対象とした事業</p> <p>①読書手帳 図書館だけでなく家や学校なども含めて、読んだ本を自分で記入できる手帳を配布</p>
根拠法令等	子どもの読書活動の推進に関する法律

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>①ブックスタート：来館だけでなく郵送を開始</p> <p>②人形劇：来場とオンラインで開催 令和2年12月12日 参加者：来場38人、オンライン64人</p> <p>③中学生書評合戦：POPバトルの投票をこれまでは区立図書館のみで実施していたが各学校でもできるように改善、ビブリオバトルを令和2年11月7日にオンラインで実施</p> <p>④中学生懇談会：令和3年1月18日にオンラインで開催(学校の委員会活動等が休止のため、図書担当教諭等の情報交換に変更し実施)</p> <p>⑤ホームページでの情報提供：おうち時間を楽しめるように、関連する事業・施設等のホームページリンク集を作成、調べ学習の動画を公開</p> <p>⑥読書手帳：自宅での読書活動を推進するため、読書の記録をつけることができる手帳を作成し配布およびホームページでのダウンロード開始</p> <p>⑦学校紹介展示：コロナ禍で部活動や課外活動のなど活動の場が減少した児童・生徒への支援として、学校と連携し図書館で活動紹介展示と関連図書展示を実施</p> <p>⑧本の福袋：子どもたちが興味を持てるテーマの本とおまけを入れた福袋を作成し貸出</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和元年度 (平成31年度)	4,250	4,250							4,250	4,155	97.76%
令和2年度 (平成32年度)	3,836	3,836							3,836	3,481	90.75%
令和3年度	3,720	3,720					-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した行事があり執行率が低下しています。今後も行事実施の経費は、同額程度を計上する予定ですが、行事の参加状況等を分析し内容を精査していきます。										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	年齢、年代、発達段階に沿った事業を継続的に実施していくことは、子どもたちとその保護者が良書に触れ、読書習慣が根付く機会となるため、目的に合致しています。
事業の効果性	4	子どもにとって事業に参加したことが図書館利用のきっかけとなり、図書に興味を持ち、図書館資料の貸出へとつながっています。事業を積み重ねることで、着実に効果があらわれています。 0～18歳の利用実績は、令和元年度(6～3月 355,947冊)⇒令和2年度(6～3月 391,422冊)と増加していますが、内訳として中学生が減少しているため、効果的な事業を検討していきます。
手法の効率性	4	ブックスタートの郵送やオンラインでの事業実施などにより、コロナ禍で来館困難な方だけでなく、子育てや介護などで来館困難な方も参加が可能になりました。 学校と連携して事業を実施することにより、利用の少なかった中高校生の利用や活動も増加しています。
区が実施する妥当性	5	子どもの年齢や発達段階に沿った読書活動を行うためには、子どもに限定せずに生涯を通じた継続的な支援を行っていく必要があります。これは、区立図書館が実施するサービスとして極めて妥当であると考えます。
事業継続の必要性	5	子どもの年齢や発達段階に沿った読書活動を行うためには、子どもに限定せずに生涯を通じた継続的な支援を行っていく必要があります。これは、区立図書館が継続して実施していく事業として必要性が極めて高いと考えます。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	令和4年度からみなと図書館が指定管理者による運営に移行することで、全図書館が指定管理館となります。 各地域を対象とした事業は、指定管理館で地域特性を生かした事業や取組を行い、各地域と各図書館の個性が発揮されることとなります。 全区、全保育園・全幼稚園・全小中学校・全高等学校を対象にした事業は、全区的な周知と全体調整等が必要であるため、区が直接行い、全図書館を統括していく必要があります。 こうした力を結集し、全ての区立図書館の創意工夫によって区民が本に接する様々な機会を創り出し、生涯にわたる読書を推進していきます。
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	乳幼児から中高生とその保護者など各世代を対象とした幅広い取組、学校や子ども関連施設との連携など対象に応じた取組が効果的に実施されています。 オンラインの活用も積極的に行い、来館が難しかった層の参加促進など、様々な点で今後の事業展開の可能性を示しています。 「本の福袋」「読書手帳」などの取組で、子どもの読書活動を着実に支えていることが分かります。 インターネットなど情報があふれる中での選書基準の視点の育成などを含めて、子どもから大人まで生涯を通じた発達の観点から事業計画を総合的に構築することが有効です。

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
インターネット社会においても、生涯にわたる読書を着実に推進していくため、次の取組を進めます。 1 子どもだけでなく、保護者も継続して図書館を利用し、各種資料に触れるきっかけとなる事業を実施します。 (事業例) ・プレママ・プレパパおはなし会 ・保護者向け絵本の読み聞かせ講座 ・調べ学習・読書感想文攻略講座(子ども向け・保護者向け) 2 新たな本に出会い、継続して読書をするのが楽しめるように、各世代向けの「本の福袋」を実施します。 3 「読書手帳」について、現在実施している全館での配布と入学祝いとしての区立小学校新1年生への配布に加え、新たに区立中学校新1年生にも配布します。 4 学校図書館や子ども関連施設との連携を一層強化します。

「子どもの年齢に応じた取組の推進」に関する意見

評価委員名：森嶋 昭伸

- ・乳幼児から小中高までの世代を対象にした幅広い取組が進められており、高く評価します。また、コロナ禍の中で、オンラインの活用を積極的に展開されていることも今後につながると考えます。
- ・なお、「事業の内容(進捗状況)」の(4)①『読書手帳』は、子どもの読書意欲を喚起することはもちろん、自己の学びの記録としても活用できる貴重な資料と思います。ですから、すでに実施されているかも分かりませんが、小学校入学時と中学校入学時には、何らかの形で全児童生徒に配布できればよいと考えます。また、学校図書館との連携の観点から、『調べ方の手引書(パスファインダー)』との関連を図り、子どもたちの読書と学びを深めることにつなげることを望みます。

評価委員名：渋谷 恵

- ・乳幼児から小学生、小中学生、中高生と対象を絞ることで活動の焦点化がなされています。また学校や子ども関連施設との連携など、対象に応じた連携が効果的になされていると思います。コロナ禍におけるオンライン対応の実践は、図書館間の連携および学校や関係施設との連携の推進、またこれまで来館が難しかった層の参加促進など、様々な点において今後の事業展開の可能性を示すものでもあると考えます。
- ・乳幼児期、児童期に図書館を利用することは、子どもたちが本の楽しみを知るだけではなく、社会教育施設に親しみを持つことで、公共的な学びの場を効果的に活用しながら学習を行っていくきっかけとなりえます。乳幼児期の保護者にとっても、新たに図書館を利用する契機となっているのではないのでしょうか。生涯発達観点から事業計画を総合的に構築することが有効であると考えます。生涯にわたる学習の基礎となる事業として継続・拡充を望みます。

評価委員名：末松 裕基

- ・子どもたちが本に接する機会について、保護者を対象とした内容も含め、さまざまな魅力的な活動が展開されていることが確認できます。「本の福袋」など、興味・関心を掻き立てる内容に加えて、読書手帳などでは、着実な積み重ねが記録され、じっくりとした読書活動が支えられていることが分かります。
- ・スマートフォンやインターネットによって、さまざまな情報が溢れ、日常に浸透していますが、読書は中長期的な習慣づくりが鍵を握ります。特に、「何を信じていいか」「何を基準にして選ぶか」という点が、家庭環境にも大きく左右されることになり、保護者は本や読書への想いはあっても何から始めていいかわからない、ということも多いと思います。
- ・そういう問題の性質があるにもかかわらず、本事業は「生涯にわたる読書」の推進という明確な方向性が確認できます。今後は、保護者と子ども、子ども同士の関係性の変化がどのように表れてきているか見極めることも大切であると考えます。また、選書基準の視点の育成という点において、本と本の関係や、著者や作品の背景、本への評価など、批評性や歴史性までを意識した取り組みが今後も期待されます。

評価委員名：輿水 かおり

- ・令和2年度の事業実績①から⑧は、どれも興味深いです。コロナ禍においても9割の執行率が維持できたのは、様々な工夫があったからだと思います。
- ・児童・生徒を対象とした事業は、学校図書館との連携を密にしながら展開することで相乗効果が期待できます。
- ・①のブックスタートのような事業を、就学直前の6歳児を対象に「就学祝い」として考えられないでしょうか。できれば、調べたり、集めたり、作ってみたりする活動をいざなうような内容が望ましいと考えます。
- ・港区の図書館利用カードを、各世代の節目（成人・不惑・還暦・古希など）に読書手帳とセットでプレゼントするといった事業も喜ばれるのではないのでしょうか。

資料Ⅰ 点検及び評価の経過

時 期	内 容	実施概要
令和3年6月25日（金） （書面会議）	第1回評価会議	・ 評価委員の委嘱 ・ 評価対象事業の抽出 ・ 評価方法、スケジュールの確認
令和3年7月19日（月）	7月教育委員会 定例会	・ 評価対象等の審議 （評価対象事業の決定）
令和3年8月30日（月）	第2回評価会議	・ 教育委員会事務局自己評価の 提示、ヒアリング
令和3年10月11日（月）	第3回評価会議	・ 各事業に対する評価委員の 意見の提示 ・ 評価委員と教育委員との意見 交換 ・ 令和2年度点検及び評価に対 するその後の取組の点検
令和3年11月8日（月）	11月教育委員会 定例会	・ 点検・評価報告書(案)の審議
令和3年11月19日（金）	港区議会へ報告書を提出 区民文教常任委員会へ教育委員会における点検・評 価について報告	

資料Ⅱ 評価委員

点検及び評価の実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、4人の評価委員から意見をいただきました。

氏名	役職
森嶋 昭伸	元日本体育大学児童スポーツ教育学部教授
渋谷 恵	明治学院大学心理学部教授
末松 裕基	東京学芸大学教育学部准教授
輿水 かおり	一般財団法人言語教育振興財団理事

資料Ⅲ 実施要綱

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成21年3月18日
20港教庶第1618号

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、港区教育委員会(以下「委員会」という。)が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、「港区基本計画」、「港区学校教育推進計画」、「港区生涯学習推進計画」、「港区スポーツ推進計画」、「港区立図書館サービス推進計画」、「港区子ども読書活動推進計画」及び「港区の教育」に掲載された主要施策及び教育施策上の重要課題とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、毎年度、前年度の前項に規定する事項について点検及び評価を実施する。

2 評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者を評価委員とし、その知見の活用を図る。

(報告等)

第4条 委員会は、別記様式1により、点検及び評価結果の報告書を作成し、港区議会に報告し公表する。

(委任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

<参考>

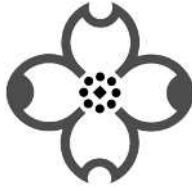
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

区 の 木



ハナミズキ
ミズキ科
北米原産 外来種
落葉広葉樹

区 の 花



アジサイ
ユキノシタ科
日本（関東南部）原産
落葉広葉樹 1.5~2.0m



バラ
バラ科
日本、中国、欧州原産
常緑落葉低木つる



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号

2021128-7220

令和3年度（2021年度）港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）報告書

令和3（2021）年11月

発行：港区教育委員会

編集：港区教育委員会事務局教育推進部教育長室

港区芝公園一丁目5番25号

03-3578-2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。